

令和6年度

国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区
土地所有状況・営農計画等検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容															
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p> <p>(担当技術者) 第1-7条</p>	<p>令和6年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区土地所有状況・営農計画等検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、新利根川沿岸地区において、土地所有状況調査及び営農計画調査等を行うものである。</p> <p>本業務において対象となる位置は、茨城県稲敷市外1町地内で、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。</p> <p>(3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。</p> <p>(4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>(5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 1442 1461 1910"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>農 業</td> <td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連する学術部門</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>担当技術者は共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	—	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	当該業務に関連する学術部門	—														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—														

項 目	内 容												
(配置技術者の確認) 第 1-8 条 (保険加入) 第 1-9 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>												
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	<p>この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 875 1458 987"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td> <td>(株)大成出版社</td> <td>平成 27 年 9 月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月				
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月										
1	[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月										
(作業条件) 第 2-2 条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>												
(参考図書) 第 2-3 条	<p>設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 1444 1445 1585"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業計画作成便覧</td> <td>(株)地球社</td> <td>平成 23 年 7 月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td> <td>(一社)農業土木事業協会</td> <td>平成 5 年 3 月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	土地改良事業計画作成便覧	(株)地球社	平成 23 年 7 月	2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月										
1	土地改良事業計画作成便覧	(株)地球社	平成 23 年 7 月										
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月										

項 目	内 容																				
(貸与資料) 第 2-4 条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="448 286 1425 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 286 1310 320">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1310 286 1425 320">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 320 1310 398">平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想検討業務報告書</td> <td data-bbox="1310 320 1425 398">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 398 1310 477">平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想概定業務報告書</td> <td data-bbox="1310 398 1425 477">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 477 1310 555">平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務報告書</td> <td data-bbox="1310 477 1425 555">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 555 1310 633">令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務報告書</td> <td data-bbox="1310 555 1425 633">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 633 1310 712">令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務報告書</td> <td data-bbox="1310 633 1425 712">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 712 1310 790">令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務報告書</td> <td data-bbox="1310 712 1425 790">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 790 1310 869">令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画検討その他業務報告書</td> <td data-bbox="1310 790 1425 869">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 869 1310 925">令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域土地所有状況・経済効果等検討業務</td> <td data-bbox="1310 869 1425 925">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 925 1310 987">新利根川沿岸地区事業誌</td> <td data-bbox="1310 925 1425 987">1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>	貸 与 資 料	数量	平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想検討業務報告書	1 式	平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想概定業務報告書	1 式	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務報告書	1 式	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務報告書	1 式	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画検討その他業務報告書	1 式	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域土地所有状況・経済効果等検討業務	1 式	新利根川沿岸地区事業誌	1 式
貸 与 資 料	数量																				
平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想検討業務報告書	1 式																				
平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想概定業務報告書	1 式																				
平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務報告書	1 式																				
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務報告書	1 式																				
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務報告書	1 式																				
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務報告書	1 式																				
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画検討その他業務報告書	1 式																				
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域土地所有状況・経済効果等検討業務	1 式																				
新利根川沿岸地区事業誌	1 式																				
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	<p>第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(3) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。</p>																				
(関連業務) 第 2-5 条	<p>本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。</p> <table border="1" data-bbox="464 1541 1382 1794"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1541 1070 1603">業務名</th> <th data-bbox="1070 1541 1382 1603">業務実施期間 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1603 1070 1794"> 令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画 (案) 検討その他 業務 </td> <td data-bbox="1070 1603 1382 1794">R6. 5～R7. 3</td> </tr> </tbody> </table>	業務名	業務実施期間 (予定)	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画 (案) 検討その他 業務	R6. 5～R7. 3																
業務名	業務実施期間 (予定)																				
令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画 (案) 検討その他 業務	R6. 5～R7. 3																				

項 目	内 容
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p>	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。</p> <p>業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条、第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。</p> <p>(3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。</p> <p>(4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。</p> <p>(5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。</p> <p>(6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。</p> <p>(7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。</p> <p>(8) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p>
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>(1) 打合せ時期</p> <p>初 回 作業着手の段階</p> <p>第2回 中間打合せ(土地所有状況調査の終了段階)</p> <p>第3回 中間打合せ(営農計画(案)の作成終了段階)</p> <p>第4回 中間打合せ(水稻の収量・品質に関する実証調査終了段階)</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務行程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(2) 打合せ場所</p> <p>WEB会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。</p>
<p>第5章 技術提案書の取扱いについて (技術提案の履行) 第5-1条</p>	<p>技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。</p>

項 目	内 容
<p>第6章 成果物 (成果物) 第6-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第6-2条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1部 <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所</p>
<p>第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第7-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他
<p>第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条</p> <p>(再調査) 第8-2条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p> <p>調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。</p>

令和6年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区土地所有状況・営農計画等検討業務

〔作業項目内訳表〕

【設計業務】

作業項目	作業内容	作業量
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	過年度に実施した調査結果等、貸与された資料を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	一式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要となる現地調査を行う。	一式
2. 土地所有状況調査		
2-1. GISデータの更新・修正	過年度までに整理したGISデータについて、発注者が貸与する資料を基に各種属性(区画区分(区画形状、用排水整備)、傾斜区分、土壌区分)を追加するとともに、用・排水計画(案)に基づき用・排水ブロックの精査を行う。	一式
3. 営農計画調査		
3-1. 営農実態調査	営農計画(土地利用計画)策定のための基礎資料として、受益地内の普通畑(約250ha)を対象に作付け実態調査を行う。なお、調査は春夏作及び秋冬作の年2回実施し、取りまとめる。	一式
3-2. 営農計画(案)の作成	過年度に整理した営農計画(案)について、2の受益面積調査、過年度の営農実態調査、3-1の営農実態調査、最新の統計資料、県・市町の各種振興計画等及び営農検討部会での検討等を踏まえて、更新・修正する。	一式
4. 水稲の収量・品質に関する実証調査		
4-1. 水稲の収量・品質に関する実証調査及び調査結果の検証・取りまとめ	作物生産効果及び品質向上効果の算定に必要な「事業なかりせば」の水稲(1品種)の単収及び品質を明らかにする実証調査を行う。受益地内に設置した用水供給を行わない「実証区」と用水供給を行う「対照区」において、水稲の各作期における生育状況や収穫期の草勢、用水供給の有無における水稲の単収、米の品位(一等、二等、三等、規格外)を調査し、調査結果の検証と取りまとめを行う。なお、実証区の設置場所は発注者が指定する。 ・実証区:1筆 ・対照区:1筆	一式
5. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式